

三商レポート

第六話 「借金と相続対策」

(株) 三商 内藤 雄

「相続対策」というと、①節税対策 ②納税対策 ③分割対策の三原則が従来から言われてきました。バブルの頃は、地価高騰を背景に何をさておいても①の節税対策が最優先でした。しかし、バブルがはじけて13年連続の地価下落です。相続税を払うのは、わずか4.5%の人です(2002年度国税庁調査)。95.5%の人達にとっては税金の心配はありません。心配は財産分けでもめないか。もめて家族がばらばらにならないかです。そこで、優先順位が変りました。まず③の分割対策です。分割対策が円満に行ってはじめて納税対策と節税対策が生きることが、ようやく理解されるようになってきました。

ところで、この「相続対策の三原則」は、そのほとんどが不動産・現預金・有価証券といったプラス財産を前提としています。このプラス財産については、堂々と人に相談できます。また、いろいろな人がアドバイスしてくれます。しかし、実はマイナス財産である借金も相続します。ところが、借金のことはなかなか人に言えません。誰に相談していいのかもわかりません。相談されても適切にアドバイスできる人があまりいません。そのため、「借金の相続対策」は取り残されてしまいます。

バブル期に相続税対策として不動産を担保に銀行から多額の借金をしてアパートやマンションを建てた地主さんたちが、いま借金の重さに苦しんでいます。また、現代社会は信用経済が発達してきました。クレジットや消費者ローンのような無担保融資が増えています。そのため家族も気づかない借金が増えています。その結果、相続発生後に相続人の知らない借金が出てきてあわてます。場合によっては、相続人の人生すら狂わせます。

さらに怖いのが保証債務です。保証債務も相続します。保証人は、借金している本人が返せなくなったら代わって支払うことになります。保証は、親しい友人や取引先から頼まれて断りきれずに好意で引受けることが多いです。家族が心配するので保証人になっていることを言っていない場合も多いです。しかも、保証の金額は多額です。ある日突然に債権者から請求されます。相続人にとっては、まさに寝耳に水です。特に中小企業の経営者の80%が、借入の際個人保証をしています(2004年中小企業白書)。中小企業の経営者の相続人には切実な問題です。

借金があれば「放棄できます」「限定承認という方法もあります」と相続の本

には書いてあります。しかし、そのためには自己の為に相続の開始を知ってから「3ヶ月以内に」という期間の制限があります。葬儀のあと悲しみにくれているうちに3ヶ月はすぐ経ってしまいます。また、相続財産を処分したり、遺産分割を終えてしまっていたら、その後に多額の借金や保証を知っても、もう放棄や限定承認は出来ません。「法定単純承認」とみなされてしまうからです。知らずに、ついうっかり財産処分をしてしまいがちです。

3ヶ月で借金などの調査ができなければ、期間を伸ばしてもらおう申立ができます。金融業者は3ヶ月経過するのを待って請求する場合があります。3ヶ月が過ぎてから借金が分った時も、事情によってはまだ放棄できる場合もあるのであきらめないで下さい。

相続発生の前と後に、適切なアドバイスが必要になります。これからは、借金に目を向けたもう一つの相続対策が必要です。ここでも、借金のこと・保証のことを家族に打ち明けておくことがポイントになります。

(2004年12月2日)